

平成26年度第1回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会 会議録	
1 日 時	平成26年7月31日（木曜日） 13時30分から15時40分まで
2 場 所	長岡コミュニティセンター 学習室
3 出席者及び 欠席者	（審議会委員） 出席者：根岸会長、田中副会長、池田委員、斉藤委員、吉川委員、荻野委員、小林委員、村野委員 欠席者：古川委員、坂内委員 事務局：栗原住民部長、臼井環境課長、町田清掃係長、佐藤清掃係主任
4 議 題	（1）瑞穂町のごみ総量について（報告） （2）瑞穂町の事業系一般廃棄物等について （2）その他
5 傍 聴 人	なし
6 配布資料	次第 平成26年度第1回瑞穂町廃棄物減量等 推進審議会次第 （A4 1枚） 資料1 瑞穂町のごみ総量 （A4 2枚） 資料3 瑞穂町における事業系一般廃棄物の今後の 取組等について （A4 2枚） 補足資料 ・容器包装プラスチック混入不適正物 ・ごみ減量・環境・リサイクル特集号 ・環境省、東京都環境局のチラシ

<p>(議題 1)</p> <p>瑞穂町のごみ総量について</p>	
<p>(会議内容)</p>	
<p>(根岸会長)</p>	<p>それでは、議題(1)「瑞穂町のごみ総量について」、事務局より説明を求めます。</p>
<p>(事務局)</p> <p>「資料 1」</p>	<p>資料 1 を説明させていただきます。</p> <p>過去 5 年間の年度別ごみ総量ですが、グラフでは縦軸が量(トン)、横軸が年度となっています。総量では 11,000 トン台で推移しています。年度別の棒グラフでは、総量に対するごみ種別ごとの量を示しています。割合の多い順に資源ごみが約 25%、事業系可燃ごみが約 16~19%、粗大ごみが約 4%、有害ごみが約 0.2%となっています。過去 5 年間で変動が大きいのが事業系可燃ごみです。平成 22 年度から 23 年度は、民間の一般廃棄物処理施設(生ごみ堆肥化施設)が稼働していた時期で、飲食店等から排出される食品残さが持ち込まれていました。事業系可燃ごみ減量化の一助となっていたことは間違いないと思います。この堆肥化施設は現在休止中です。平成 24 年度中には、食料品等を扱う町内の大型店舗が経営方針の変更等により、民間の処理施設でリサイクルしていた生ごみを西多摩衛生組合で焼却するようになりました。事業系可燃ごみが増加している原因であることは間違いないと考えています。</p> <p>次に、「ごみ減量・環境・リサイクル特集号」をご覧ください。毎年、広報みずほ 6 月号と同時に各ご家庭にお配りしているもので、瑞穂町の総ごみ量を前年度と比較したかたちで掲載していま</p>

	<p>す。平成25年度は前年度と比べ、総量で260トン増加しているものの、家庭系の可燃ごみが22トンの減、不燃ごみが1トンの減、資源ごみが45トンの減、有害ごみが2トンの減、粗大ごみが4トンの減となっています。事業系可燃ごみが334トン増加したことにより総量では260トンの増加となっています。1人1日当たり約20グラムのごみが増えたことになり、砂糖大さじ3杯程度です。各家庭では、引き続きごみの分別にご協力をいただきながら、事業系可燃ごみの減量化と資源循環を図ることが瑞穂町のごみ総量を減らすために必要なことであると考えます。</p> <p>以上で議題(1)瑞穂町のごみ総量についての説明とさせていただきます。</p>
(根岸会長)	<p>事務局からの説明が終了しました。各委員のご意見やご質問をお受けいたします。</p>
(吉川委員)	<p>会議資料についてですが、前回の会議資料は円グラフが使われていました。今回の会議資料は棒グラフを使われていますが、何か意図があって使い分けているのですか。</p>
(事務局)	<p>例えば資料1左上のグラフを例に説明させていただきますと、過去5年間、総量に増減はあるものの、種別ごとの割合に大きな変化はなかったことを伝えたくて棒グラフで表現させていただきました。</p>
(吉川委員)	<p>この審議会は同じメンバーで2年間会議をしていくので、できれば資料の作成方法について、統一がなされたほうがよろしいかと思えます。前回の資料は初めての審議会でしたが、見やすかったです。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>前回の資料と今回の資料を比較するという視点で考えると、ある程度の統一を図るということは必要であると思いますので、次回以降、資料作成の際には工夫をしていきたいと思います。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>事業系ごみが増えていることについて、瑞穂町としてはどのように考えているのですか。例えば景気が良くなっていることが原因と考えていますか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>ごみの増加原因については、内部でも議論しているところですが、過去に東日本大震災等の影響により、一時的に増えた時期もありました。それとは別に、現在考えられる明確な原因が2つあります。1つ目は食料品等を扱う大型店舗がリサイクルしていた食品残さを、経営方針の変更により、西多摩衛生組合で焼却し始めたことです。2つ目は町内にありました民間の堆肥化施設が平成25年1月から操業を休止していることです。なお、この施設については、瑞穂町の一般廃棄物処分業許可を有していましたが、許可期間満了後に更新がなされていない状況です。この2つの原因を差し引いても若干増えている状況ですので、その部分が景気の動向等が影響しているのではないかと考えていますが、税金等を調べてみますと必ずしも上向きであるとは言えない場合があります。常に最新のデータを基に、いろいろな角度から分析をしていきたいと考えています。</p>
<p>(斉藤委員)</p>	<p>好景気、不景気は別として、まだ使えるのにごみとして捨ててしまうことに問題があると思います。町としては、資源ごみを更に分別して資源化を進めていきたいというのが狙いなのか、それとも全体的なごみの量を減らしていくのが狙いなの</p>

	<p>でしょうか。資源化を進めていくことには限界があると思います。町が行っている事業系ごみの抜打ち検査は非常に大事だと思いますが、この委員会でごみの全体量を減らしていきたいのか、資源化をもっと進めていきたいのかを明確にさせていただきたいと思います。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>この審議会はごみの減量が目的でいいのでしょうか。</p>
<p>(吉川委員)</p>	<p>この審議会でごみを減らすために具体的な策をいくら議論しても、実際にごみを出すのは住民ですから、いかに住民に知らせていくかが課題であると思います。この場で過去のデータを見ながらごみの量について話し合っていますが、例えば水道の使用量であれば1人1日当たり何リットルが標準的な使用量であるとか、基準になるものがあります。ごみについても何か標準的な基準があって、それと比較して議論できれば分かりやすいのではないのでしょうか。住民1人が普通に生活していくとして、標準的なごみの量がどのくらいなのかといった基準になるものがあればいいと思うのですがいかがでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>始めに斉藤委員のご質問についてですが、審議会の目的について、ごみの減量はもちろんですが、循環型社会形成ということもあり、リサイクルも含まれます。ごみを減らすためにはその手段としてリサイクルも必要です。ただし、全てを年に2回の審議会で審議していくことは不可能ですので、平成25年度からは事業系ごみが増えていることを踏まえてテーマを絞り、重点的に審議していただいているという位置づけになるかと思います。今回の審議会では議題にはなっていませんが、</p>

	<p>当然、家庭系のごみについても取り組んでいかなければならないと考えています。</p> <p>次に、吉川委員のご質問についてですが、瑞穂町一般廃棄物処理基本計画というものがあまして、そこに目標値が記載されています。平成24年度に策定され、平成38年度までの計画になっています。地域によって様々な特性がありますので、一般的な基準値のようなものは示されていませんが、自治体ごとに目標値を定めているものです。その目標値に少しでも近づけるようにごみを減らしていこうという中で、特に事業系ごみが増加傾向にあったため、そこを中心にごみの減量を考えていくような方向で、平成25年度から審議会の議題とさせていただいているところです。</p> <p>(根岸会長) 即効性は無いかも知れませんが、その時に審議会で話し合った内容を身近なところから広めて、また、PRしていくことが重要ではないかと思います。</p> <p>(斉藤委員) 事業系ごみは実際どんなごみが捨てられているのか、前回、抜打ち検査を見させていただきましたが、抜打ち検査で不適正物や資源になる混入物を見つけ、それからどうするかだと思います。</p>
--	---

(議題 2)

瑞穂町の事業系一般廃棄物等について

(会議内容)

(根岸会長)

それでは、「議題(2)瑞穂町の事業系一般廃棄物等について」ですが、事務局より説明をお願いします。

(事務局)
「資料 2」

議題 2 につきましては、資料 2 と資料 3 で説明させていただきます。

資料 2 は前回の審議会資料に最新の数値を掲載させていただいています。左下のグラフでは 1 年間を通して、事業系ごみの搬入量が多い月と少ない月の傾向に、平成 25 年度も大きな変化はなかったことを示させていただいています。右側の円グラフは事業所数になります。西多摩衛生組合で可燃ごみを共同処理している、青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の情報です。瑞穂町は商業に比べて商業の割合が多いことが分かります。

前回の審議会でご意見をいただきました、飲食関係の事業所についてですが、東京都が公開している統計データによると、産業大分類別という分類で割合が多い順に、卸売・小売業が 25.5%、サービス業が 19.9%、飲食店・宿泊業が 14.6%で、この上位 3 つの産業で全体の約 60%を占めています。傾向としては、上位にはありませんが、医療・福祉や情報通信業が増加傾向にあるとのことです。

「資料 3」

次に資料 3 を説明させていただきます。

最初のグラフは、平成 15 年度からの事業系一般廃棄物の搬入量の推移になります。10 年前と比較して減少していることは一目で分かりますが

平成23年度から微増傾向に転じていることも分かります。グラフの下に、2. 事業系一般廃棄物の処理と題して、排出者責任の原則や事業者の減量義務等の根拠となる法律や条例の抜粋を掲載させていただきました。法律で事業者に対する排出者責任を明らかにし、町の条例では事業者に対して、発生抑制や再利用の促進によるごみ減量を定めています。資料右側のページでは、審議会での審議経過を記載させていただきました。平成25年7月31日開催の審議会では、瑞穂町の事業系ごみが増加傾向に転じていることから、現状を説明させていただき、平成25、26年度の審議会では、事業系一般廃棄物を主な議題として審議していくことを確認させていただきました。平成26年2月28日開催の審議会では、西多摩衛生組合で抜打ち検査と施設を見学させていただきました。見学後、抜打ち検査結果を踏まえた審議を行っていただきました。共通認識として、広い視点で対策を考えていく必要があることを確認させていただきました。写真は抜打ち検査の様子になります。最後に、今後の取組についてです。ごみ総量や種別ごとの割合、月別の搬入状況等の推移や、事業所数等を説明させていただきましたが、明らかに分かっている原因は、自然災害等を除くと、大型店舗の経営方針や、民間ごみ処理施設の稼働状況の2つであり、町単独で何ができるのか慎重に検討する必要があると思います。町の事業系一般廃棄物の減量化に向けた取組として、「抜打ち検査による継続指導と不適物の排除」、「排出事業者に対する効果的な啓発」、「消費者である住民に対する効果的な啓発」を行っていきたいと考えています。

	<p>例えば、食品廃棄物の減量化（食品ロス対策）については、余剰農作物等については農林水産庁、賞味期限や消費期限の設定、消費者の顧客満足度等については消費者庁、リサイクルの促進や適正処理については環境省、食べ残し等の関係で食育については文部科学省、各種業界団体等との調整は経済産業省といったように、国の所管省庁が幅広く連携しています。今後、それぞれの省庁からの視点で、幅広い情報が町に提供されると思われる。それらを町から住民や事業者積極的に発信していきたいと考えています。</p> <p>以上で議題（２）瑞穂町の事業系一般廃棄物等についての説明とさせていただきます。</p> <p>（根岸会長） 事務局からの説明が終了しました。各委員のご意見やご質問をお受けいたします。</p> <p>（池田委員） 例えば容器包装プラスチックについて、洗えば資源になりますが、汚れたままですと可燃ごみになってしまいます。可燃ごみで出したとしても西多摩衛生組合で適正に焼却されています。洗ってリサイクルするためには時間（手間）をかけ、水を使い、場合によっては洗剤も使います。水や洗剤はお金がかかります。果たして時間やお金をかけてリサイクルすることが一番良いことなのかという部分もあるかと思いますが、リサイクルを推進していくのであれば、それなりの費用負担が必要であると思います。国や都道府県が大きな視点で動かなければ市町村が単独で何かしらの施策を行うようになります。そうなれば、町がリサイクルに対してある程度の費用負担をしなければ、ごみの減量は難しいのではないかと思います。</p>
--	---

<p>(齊藤委員)</p>	<p>ごみを他市町村から持ち込んでしまうという事例もあるということをお聞きしましたが、例えば、埼玉県のある市町村は持ち込み手数料が1キログラム当たり40円であり、西多摩衛生組合が1キログラム当たり30円だとすると、単純に瑞穂町も40円にしてしまえばいいのではなかと感ずることがあります。いろいろなものが値上がりしている時期ですから、タイミングとすれば悪くないのではないかと思います。家庭系(指定収集袋)の値上げは直接住民の負担が大きくなるので難しいかもしれませんが、事業系については、事業者が利益を得た結果としてごみが出ている訳ですから、1キログラム当たり30円は少し安いように感じます。現実問題として、瑞穂町が単独で行うことは難しいと思いますが、手数料値上げの結果として、事業系ごみも減少するのではないのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>消費税が10%に上がるという時期がこれからやってくるのではないかと思います。他自治体の動向を見ても、そのタイミングで家庭系も事業系も値上げを検討するようになりそうな雰囲気があります。実際に値上げを行うということになれば、重要な事項ですので、審議会の皆様にご意見をいただきながら、西多摩衛生組合構成市町で進めていくようになると思います。</p>
<p>(齊藤委員)</p>	<p>リサイクルするということは、先ほどの例ですと、洗うために水という資源を使うようになります。1つのトレイを資源にするために、洗剤を使って洗い、その水を下水に流してしまっていると思うと、改めて難しい問題だと感じます。</p> <p>以前の審議会では、提案したことについて、次</p>

	<p>の審議会です。町の考えをフィードバックしてくれました。今回それが無いように感じます。まして、年に2回の会議ですから前回の内容を忘れてしまいます。同じことを繰り返し話し合っているのが審議会に対する私の感想です。後日、審議会の会議録を渡していただくと、次の会議がもっと有意義になると思います。</p>
<p>(池田委員)</p>	<p>審議会の回数ですが、他市では年に4、5回開催しています。何かをやるのに年に2回は少ないと思います。例えば四半期に1回とか、回数を増やしてもらえるといいかもしれません。審議会は2回でもその間に勉強会を行うというのも回数を増やす手段としていいかもしれません。いろいろな事情があって年に2回ということだと思いますが、検討してみてくださいないでしょうか。</p>
<p>(根岸会長)</p>	<p>会議の回数について、意見が通るかどうかは別として、事務局で検討してみてください。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>予算上の問題もありますが、自主的な勉強会ということで検討してみたいと思います。</p>
<p>(荻野委員)</p>	<p>勉強会というのは、何かごみ減量に関するアイデアを出し合うようなイメージですか。</p>
<p>(池田委員)</p>	<p>強制的にならないよう、勉強会を提案させていただきました。</p>
<p>(斉藤委員)</p>	<p>審議会でご貴重なご意見をいただくためには、勉強会で情報交換を行うことや、議事録をいただいて次の会議までに読んでおくといったことが必要だと思います。議事録の内容について、町が出来ることと、出来ないことを説明していただければいいと思います。その繰り返しで意見が煮詰まっていくのではないかと思います。</p>
<p>(吉川委員)</p>	<p>瑞穂町の審議会が出た意見を事業者に伝え、事</p>

	<p>業者が審議会の意見を尊重して、少しでも行動に移すよう働きかけることが重要であると思います。そうしないと会議の回数を増やしてもごみ減量につながらないと思います。審議会の情報を事業者に流すことが必要です。会議を開催した実績だけ残せばいいような会議にならないようお願いしたい。</p>
(齊藤委員)	<p>この審議会に限らず、町の他の審議会等にも言えることだと思います。</p>
(吉川委員)	<p>事務局とすれば、このような審議会を開催して、住民の意見も伺っているという実績を積み上げることは必要だと思います。</p>
(事務局)	<p>実際の現場では、住民や事業者から問合せがあった際に、審議会を前面に出して、事業所で更に取りサイクルを進めるようにといったような指導をさせていただくことが多々あります。特に新規の事業系ごみの持ち込み許可を受け付ける際には、現在審議会で審議されていることを伝えさせていただいています。</p>
(吉川委員)	<p>そのような情報の流し方は効果的だと思います。</p>
(事務局)	<p>今後ですが、前回の審議会でいただいた意見を基に、抜打ち検査の記録を継続的につけて、排出事業者に対する指導書のようなものを出させていただこうかと考えています。</p>
(齊藤委員)	<p>逆の発想で、優良排出事業者に何かご褒美のような特典を与えるようなことはいかがでしょうか。</p>
(根岸会長)	<p>せっかく町の職員が抜打ち検査を実施しているので、そこから先の対策を考えたほうがいいと思います。</p>

<p>(事務局)</p>	<p>多くの収集運搬業者は、抜打ち検査で、不適生物等の混入に対する町の指導を適切に受け止めてくれていると感じられます。次の段階として排出事業者への指導をいかに行うかということだと思います。</p>
<p>(斉藤委員)</p>	<p>抜打ち検査の結果に伴う対策の実行が課題だと思います。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>排出事業者に対する効果的な啓発の一つに、チラシ等を町が作成し、収集運搬業者から排出事業者へ直接渡すということがあります。このチラシや通知等による啓発は町と審議会の連名でもいいかと思います。排出事業者にきちんと届くような方法で行いたいと思います。</p>
<p>(根岸会長)</p>	<p>これを進めていただきたいと思います。</p>
<p>(田中副会長)</p>	<p>総合的などころが出てきたようですので、意見を述べさせていただきます。資料3に排出事業者責任という言葉があります。審議会では事業者というと収集運搬業者の話になりがちですが、排出事業者のごみを運ぶための許可をもらっているのが収集運搬業者です。ごみを減量するのは排出事業者です。啓発は排出事業者に対して行わないと、ごみの減量化にもリサイクルの推進にも繋がりません。排出事業者のごみ集積所を見に行き指導を行っている自治体もあると聞いています。手数料を上げてごみが減るかというところでもありません。その時は一時的に減ってもまた戻ってしまうことが多いです。ごみの処分料が上がればその分が商品に跳ね返ってきますので、慎重に考えるべきだと思います。また、勉強会の件ですが、可能であれば行ったほうが良いと思います。生ごみと言っても産業廃棄物の動植物性残さや一般廃棄</p>

	<p>物の食べ残し等、その境界線はどこにあるのかというような問題が出てくると思います。ごみ量ですが、昔は月ごとにもっと変化がありました。例えば給料日の後は極端にごみが増えていました。事業系ごみについては、町から排出事業者にどのように啓発していくのかがごみの減量につながるようになると思います。法律や条例の排出事業者責任を根拠に、排出事業者に働きかけていくことが事業系ごみの減量に効果的であると思います。いろいろな啓発を行って、少しずつごみを減らしていく積み重ねだと思います。排出者と、収集する側と、リサイクルする側と全てに携わらせていただいている立場から意見を述べさせていただきます。</p>
<p>(齊藤委員)</p>	<p>指定収集袋で同じ量のごみをミニ袋に入れて出す場合と、小袋に入れて出す場合とで何か違いはありますか。ミニ袋にさえ入れれば減らしている気分になってしまう場合があるようです。</p>
<p>(田中副会長)</p>	<p>小規模事業所用の袋を作った自治体の例を知っていますが、事業所はなるべく袋を買わなくてすむように、たくさん詰め込めます。そうすると袋の強度等の他の問題が出てきます。排出事業者、収集運搬業者、受入れ側の行政とそれぞれの立場で要因を潰していくしかないかと思います。</p>
<p>(齊藤委員)</p>	<p>フードバンクのようなものを、瑞穂町の食品業者ができないでしょうか。また、スーパー等では夕方以降になると20%引きとかやっていますが。そういうことをやっていけば食品の廃棄物は減っていくと思います。</p>
<p>(田中副会長)</p>	<p>リサイクルについてですが、やればやるほど町は経費がかかると思います。1品目増やすだけで</p>

	<p>かなりの経費がかかります。設備と人件費がかかります。</p>
(根岸会長)	<p>事業所ごとに1月どれくらいのごみが出されているかは分かりますか。</p>
(事務局)	<p>マニフェストという伝票がありまして、排出事業者ごとに毎月出しているごみの量が分かります。</p>
(吉川委員)	<p>そういうデータを排出事業者に送るのも啓発になるかもしれません。</p>
(田中副会長)	<p>良心的な排出事業者もたくさんありますので、認識の問題だと思います。家庭と同じように、きちんと分別して出してくれる事業者もあります。</p>
(根岸会長)	<p>課題はいろいろありますが、これからも皆さんで考えていきたいと思いますので議題2はここで終了させていただきます。</p>

(議題3)	
その他	
(会議内容)	
(根岸会長)	その他ということで事務局から情報提供があるようですので、よろしく申し上げます。
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み親子でごみ処理施設見学について 8月6日(水)に実施で、みずほエコパークに集合し、西多摩衛生組合と二ツ塚処分場を見学します。30名定員のところ24名の申込みがありました。ほとんどが親子での申込みです。好評であれば来年度も実施を検討したいと思います。 ・使用済小型家電の回収ボックス設置について 環境省のチラシを配付させていただきましたが、国の実証事業に参加して行うものです。今年度については回収ボックスや啓発用のチラシ等の費用を、国が負担してくれるものです。現在国の承認待ちで、10月頃から開始の予定です。チラシや10月号の広報でPRしていく予定です。現在小型家電の多くは、町の収集の不燃ごみとして出させていただいていますが、11品目をその中からピックアップし再資源化事業者引き渡しています。
(池田委員)	ホームページでもお知らせしますか。また、自治体によって品目を決められるのですか。
(事務局)	ホームページでもPRする予定です。品目は各自治体で決められます。
(池田委員)	袋に入れなくて大丈夫ですか。
(事務局)	ボックスに直接投入していただきます。投入口に入る大きさのものに限らせていただく予定です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装プラスチックに混入していた不適正物

<p>(吉川委員) (事務局)</p> <p>(池田委員)</p> <p>(事務局)</p>	<p>について</p> <p>広報みずほ8月号でも写真付きで記事を掲載させていただきます。</p> <p>収集する時に気付きそうですが。</p> <p>容器包装プラスチックは透明か半透明の袋でご協力いただいていますので、中が見えるはずですが、それ以外でも重さや、振ってみた際の音等で確認していますが、発見に至りませんでした。</p> <p>このような説明を聞けば住民は出してはいけないことが分かります。住民が説明を求めた際に、他市でも職員が即答できない場合があります。説明を求められる職員は学習をしてスムーズに説明できるようにお願いしたいと思います。伝え方が重要だと思います。</p> <p>次回の会議ですが来年2月を予定しています。本日、勉強会の開催等、ご意見をいただきましたので、内部で検討させていただき、また、排出事業者向けの通知等も作成し、場合によっては委員の皆様に見ていただくようなことも考えたいと思いますので、その際は事務局からご連絡させていただきたいと思います。</p>
--	--